平成２８年（フ）第１０９号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目８番12―303号　パークサイドハイツ
債務者　上原　一馬
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１５号
沖縄県うるま市字宮里308番地３　幸喜アパート101
債務者　稲福　盛一
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１２５号
沖縄県沖縄市比屋根１丁目２番33号　サウス204
債務者　平良　禎久
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０４号
愛知県豊川市豊栄町29番地の１　プラウド豊栄303号
債務者　町山　寿子
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１１６号
愛知県豊川市豊栄町29番地の１　プラウド豊栄303号
債務者　町山　茂浩
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３２号
釧路市桜ケ岡５丁目19番15号　高山方
債務者　川村　萌子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３５号
栃木県那須塩原市北赤田1579番地７
債務者　宮澤　崇弘
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１６号
福島県耶麻郡磐梯町大字更科字内山6840番地104
破産者　有限会社四季食産
1　破産債権の届出期間　平成28年10月21日まで
2　一般調査期日　平成28年12月14日午前11時
平成28年９月21日
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
大阪府和泉市富秋町３丁目７番32―201号
破産者　西川　恵理（旧姓吉田）
1　破産債権の届出期間　平成28年10月21日まで
2　一般調査期日　平成28年11月28日午後１時30分
平成28年９月21日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６５８号
静岡市葵区西草深町35番９号
破産者　野原　利昭
免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
平成28年９月20日
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第１１号
栃木県那須烏山市森田76番地１
清算株式会社　株式会社大金ゴルフ倶楽部
代表清算人　落合　聖二
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第５号
栃木県佐野市牧町544番地
清算株式会社　株式会社サンモリッツ
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（ヒ）第２０３５号
東京都港区港南４丁目１番８号
清算株式会社　住友電工ネットワークス株式会社
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第７号
大阪市港区夕凪１丁目４番８号
再生債務者　源口　裕行
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜１丁目８番16号　大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　中西　敏彰
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）を指定する。
⑴　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
⑵　多額の借財
⑶　和解及び仲裁合意
⑷　別除権の目的である財産の受戻し
平成28年９月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２８年（再）第２号
大阪府豊中市南桜塚２丁目９番25―102号
再生債務者　成　　耆允
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。
平成28年９月20日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第３３号
千葉県佐倉市臼井1800番地173
再生債務者　金子　亮一
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年10月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年10月20日から平成28年11月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第２６号
栃木県河内郡上三川町大字西汗1746番地103
再生債務者　氷室　英明
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年10月７日まで
4　一般異議申述期間　平成28年10月21日から平成28年10月31日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部